

静岡県浄化槽取扱指導要綱

第1 目的

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）及び静岡県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和 60 年静岡県条例第 26 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、静岡県浄化槽取扱指導要綱（以下「要綱」という。）により、適正な浄化槽の設置、維持管理に努め、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2 定義

この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

1 浄化槽

次の各号に掲げるものをいう。

(1) 合併処理浄化槽

法第 2 条第 1 項に規定する浄化槽であって、し尿と併せて雑排水（工場排水、雨水その他特殊な排水を除く。）を処理するもの。

(2) みなし浄化槽

浄化槽法の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 106 号）附則第 2 条の規定により浄化槽とみなされたもののうち、し尿のみを処理する単独処理浄化槽。

2 浄化槽管理者

法第 7 条第 1 項に規定する浄化槽の所有者、占有者その他の者で、当該浄化槽の管理について権原を有する者をいう。

3 浄化槽工事業者

法第 21 条第 1 項又は第 3 項の規定により、浄化槽の工事を営む者として知事の登録を受けた者、又は法第 33 条第 3 項の規定により、特例浄化槽工事業者として知事に届出した者をいう。

4 保守点検

浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業をいう。

5 浄化槽保守点検業者

条例第 2 条第 1 項又は第 3 項の規定により、浄化槽保守点検業を営む者として知事の登録を受けた者をいう。

6 清掃

浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し及びその引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属機器類の洗浄、掃除等を行う作業をいう。

7 浄化槽清掃業者

法第 35 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業を営む者として市町長の許可を受けた者をいう。

8 浄化槽製造業者

法第 13 条第 1 項又は第 2 項の規定により、国土交通大臣の認定を受けて浄化槽を製造する者をいう。

9 特定行政庁

建築主事を置く市町の区域については、当該市町長をいい、その他の市町の区域については知事をいう。

ただし、建築基準法第 97 条の 2 第 1 項の市町の区域については、同条第 4 項の規定により、該当市町の長が行うこととなる事務に関する限り、当該市町の長をもって特定行政庁とみなし、当該市町の長が行わないこととされる事務については、知事を特定行政庁とみなす。

10 法定検査

法第 7 条第 1 項の規定による設置後等の水質検査（以下「7 条検査」という。）及び法第 11 条第 1 項の規定による定期検査（以下「11 条検査」という。）をいう。

11 指定検査機関

法第 57 条第 1 項の規定により、知事の指定を受けて法定検査を行う者をいう。

12 維持管理

規定回数以上の保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検のことをいう。

第 3 浄化槽の設置等に関する基準

浄化槽の設置等に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

1 設置基準

(1) 浄化槽の処理対象人員算定については、建築基準法施行令第 32 条第 1 項に規定する「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（J I S A 3302-2000）」（昭和 44 年建設省（国土交通省）告示第 3184 号。）により算定すること。

ただし、建築物の使用状況により、算出した算定人員が明らかに実情に添わないときは、事前に特定行政庁等に相談し、算定人員の増減について協議すること。

(2) 原則として、同一敷地内に浄化槽は 1 基とする。

ただし、同一敷地内に複数の浄化槽を設置するときは、特定行政庁等に事前に相談すること。

(3) 工場において製造した浄化槽を設置するときは、浄化槽製造業者が製造したものを設置すること。

- (4) 浄化槽の構造は、建築基準法第 31 条第 2 項又は建築基準法施行令第 35 条第 1 項に適合すること。
- (5) 建築物の増築及び用途変更等により、既設の浄化槽の処理能力を超えるおそれがあるときは、新たな処理対象人員に応じた浄化槽の設置又は改修等を行うこと。
- (6) ディスポーザー対応浄化槽を設置するときは、事前に市町に相談すること。

2 設置の場所

- (1) 設置場所は、原則として下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条第 1 項の規定により公示された区域（下水道の接続義務のある区域）でないこと。
- (2) 浄化槽及びその付帯設備には、浄化槽部品規格に基づき使用条件に則した耐水性、耐食性及び耐久性のあるものを使用することとし、原則として飲料用井戸等の水源に影響を与えない場所に設置すること。
ただし、設置場所の状況等によりやむを得ず近接して設けるときにあつては、配管等の継手の防水施工を確実にを行い、漏水しないよう措置すること。
- (3) 浄化槽の適正な維持管理のための機械・器具の搬入、汚泥の引抜き、搬出等が容易に行えるようスペースを確保すること。
- (4) 浄化槽の正常な構造及び機能を損なうおそれがない場所であること。
- (5) 雨水等による冠水のおそれがない場所であること。
- (6) その他環境衛生の保全及び公衆衛生上支障のない場所であること。

3 放流先

- (1) 放流先は、環境衛生上支障なく、かつ浄化槽の放流水が停滞することなく流れる排水路又は河川等であること。
ただし、適当な放流先がなく、やむを得ず放流水を地下浸透させるときにあつて、次により生活環境の保全及び公衆衛生上支障がないよう措置するときは、この限りでない。
 - ア 放流水が滞留しない程度の浸透能力を有する装置（以下「浸透装置」という。）を設けること。
 - イ 浸透装置を設置する場所は、雨水等の流入のおそれがなく、かつ隣地に影響を及ぼさない場所であること。
 - ウ 浸透装置の点検及び清掃が容易に行えるものであること。
- (2) 飲料用井戸等の水源を汚染するおそれのないこと。

第 4 浄化槽の設置等の手続

浄化槽の設置等に当たっては、次の事項を遵守するものとする。

1 浄化槽の設置又は変更届出

- (1) 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模を変更しようとする者（以下「浄化槽設置者」という。）は、法第 5 条第 1 項の規定により、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和 60 年厚生省・建設省令第 1 号。以下「省令」という。）第 3 条第 1 項に規定する別記様式第 1

号による浄化槽設置届出書又は省令第4条第1項に規定する別記様式第2号による浄化槽変更届出書を4部作成し、工事着工の21日前（法第13条第1項又は第2項の規定により、認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、10日前）までに、浄化槽の設置場所を管轄する市町長を経由して、当該浄化槽の所在地を管轄する健康福祉センター所長（以下「センター所長」という。）に提出するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、沼津市にあつては3部、富士市にあつては2部を市長に提出するものとする。

また、建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請又は建築基準法第18条第2項の規定による計画の通知を必要とするときは、この限りではない。

- (2) 市町長は、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書を受付けた後、速やかに3部をセンター所長に送付するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、センター所長への送付は不要とし、浄化槽設置者には市長から1部を返付するものとする。

- (3) センター所長は、浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書を受付けたとき、速やかに1部を特定行政庁に送付するとともに、1部を浄化槽設置者に返付するものとする。

ただし、市町長を経由して浄化槽設置者に返付するときは、この限りではない。

- (4) 法第5条第1項の規定による浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

なお、浄化槽変更届出書にあつては、変更のあった箇所に該当する書類以外は省略することができるものとする。

ア 建築物の付近見取図

イ 浄化槽の配置図

ウ 建築物の平面図

エ 屋内外の排水管図

オ 放流経路、放流先等を記載した書類

カ 浄化槽の構造図及び仕様書

キ 7条検査及び11条検査について、指定検査機関に検査依頼を行ったことを証する書類

ク その他必要と認める書類

(ア) 法第13条第1項又は第2項の規定により、認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、型式認定書の写し（ただし、法第16条による認定の更新を受けたときは、その認定書の写し）

(イ) 建築基準法第68条の10第1項の規定により、型式適合の認定を受けた浄化槽にあつては、型式適合認定書の写し

2 浄化槽の使用開始報告

浄化槽管理者は、法第10条の2第1項の規定により、浄化槽の使用開始日から30日以内に浄化槽法施行細則（以下「細則」という。）第2条第1項に規定する

様式第1号による浄化槽使用開始報告書をセンター所長に1部提出するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、市長に1部提出するものとする。

なお、501人槽以上の浄化槽にあつては、浄化槽技術管理者の資格を証する書類を添付するものとする。

3 浄化槽技術管理者の変更報告

浄化槽管理者は、法第10条の2第2項の規定により、変更した日から30日以内に浄化槽技術管理者の資格を証する書類を添付のうえ、細則第2条第2項に規定する様式第2号による浄化槽技術管理者変更報告書をセンター所長に1部提出するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、市長に1部提出するものとする。

4 浄化槽管理者の変更報告

新たに浄化槽管理者になった者は、法第10条の2第3項の規定により、変更した日から30日以内に細則第2条第3項に規定する様式第3号による浄化槽管理者変更報告書をセンター所長に1部提出するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、市長に1部提出するものとする。

5 浄化槽の使用廃止届出

(1) 浄化槽の使用を廃止した者は、法第11条の2の規定により、廃止の日から30日以内に浄化槽法施行規則（以下「規則」という。）第9条の3に規定する様式第1号による浄化槽使用廃止届出書を2部作成し、市町長を経由してセンター所長に提出するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、市長に1部提出するものとする。

(2) 市町長は、浄化槽使用廃止届書を受付けた後、速やかに1部をセンター所長に送付するものとする。

ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、センター所長への送付は不要とする。

第5 浄化槽管理者の責務

浄化槽管理者は、浄化槽を適正に維持管理するため、次の事項を遵守するものとする。

1 浄化槽の保守点検は、自ら又は浄化槽保守点検業者に委託して行うこと。

ただし、自ら保守点検を行うときは、浄化槽管理士の資格を有しており、かつ静岡県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則第8条に規定する器具を備えること。

2 前回の清掃から1年（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6か月）以

内であっても保守点検及び法定検査の結果により、清掃が必要と判断されたときは、速やかに浄化槽清掃業者に委託して清掃を行うこと。

- 3 浄化槽保守点検業者、浄化槽技術管理者、浄化槽清掃業者又は指定検査機関から当該浄化槽の維持管理に関する助言、指導等があったときは、これを遵守し維持管理に支障をきたさないようにすること。
- 4 浄化槽管理者は、指定検査機関に7条検査及び11条検査を依頼すること。
ただし、浄化槽設置者が依頼しているときは、この限りではない。
なお、原則として、7条検査及び11条検査を依頼する時期は、法第5条第1項の規定による浄化槽設置届出若しくは浄化槽変更届出を行うとき、又は建築基準法第6条第1項の規定による確認の申請を行うときとする。
- 5 法定検査の結果が不適正のときは、速やかに浄化槽工事業者、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者等に連絡し、必要な措置を講じること。また、おおむね適正のときは、その不備の改善に努めること。
- 6 保守点検の契約を行ったときは、浄化槽保守点検業者から交付される浄化槽保守点検契約済証（例示様式第1号）を浄化槽設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
- 7 清掃を行ったときは、浄化槽清掃業者から交付される浄化槽清掃実施済証（例示様式第2号）を浄化槽設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
- 8 浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者から交付された保守点検記録票及び清掃記録票を3年間保存すること。
なお、自ら保守点検を行うときも同様とする。
- 9 法定検査を受検したときは、指定検査機関から交付される浄化槽法定検査済証（例示様式第3号）を浄化槽設置場所付近の見やすい場所に貼付すること。
- 10 法定検査の受検手続を自ら行うことができないときは、浄化槽関係業者に手続きを依頼すること。
- 11 浄化槽使用開始報告書の提出を自ら行うことができないときは、浄化槽工事業者に手続を依頼すること。
- 12 前各号に定めるもののほか、浄化槽に係る異常の有無について、常時点検を行うよう努めること。
なお、異常を発見したときは、直ちに応急措置を講じるほか、必要に応じて浄化槽製造業者、浄化槽工事業者又は浄化槽保守点検業者による点検又は修理を受けること。
- 13 提出の必要が生じたときは、浄化槽使用開始報告書、浄化槽技術管理者変更報告書及び浄化槽管理者変更報告書をセンター所長に提出し、また浄化槽使用廃止届出書を市町長に提出すること。
ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、浄化槽使用開始報告書、浄化槽技術管理者変更報告書及び浄化槽管理者変更報告書を市長に提出すること。
- 14 汚濁負荷の高い飲食店等の厨房施設から排出される油分の多い汚水にあつては、浄化槽の機能を妨げないよう、空気調和・衛生工学会規格「SHASE-S217-2008」等により、適正に容量計算した油水分離槽を通した後、浄化槽に

流入させることとし、油水分離槽の管理及び清掃を徹底すること。

また、油水分離槽の清掃により生じた汚泥等は、産業廃棄物として適正に処理すること。

15 ディスポーザーで破砕した厨芥類を浄化槽に流入させないこと。

ただし、ディスポーザー対応浄化槽として、大臣認定を受けたものを設置し、かつ適正な維持管理が行われるときは、この限りではない。

16 工場廃水、雨水、温泉排水その他特殊な排水を浄化槽に流入させないこと。

17 センター所長又は市町長が開催する浄化槽新規設置者講習会に出席し、浄化槽に関する法令、構造及び維持管理等について、適正な知識を習得するよう努めること。

18 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽を設置している者は、合併処理浄化槽への転換に努めること。

第6 浄化槽関係業者及び浄化槽関係団体の責務

浄化槽関係業者及び浄化槽関係団体は、連携を密に図り、合併処理浄化槽への転換を普及促進するよう努めるとともに、浄化槽の適正な維持管理の推進を図るため、次の事項を遵守するものとする。

1 浄化槽工事業者の責務

- (1) 浄化槽の設置に係る手続の完了を確認した後、省令第1条に規定する浄化槽工事の技術上の基準に従って、浄化槽工事を実施すること。
- (2) 浄化槽管理者に対し、当該浄化槽の適正な使用方法並びに保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検の必要性について説明すること。
- (3) 浄化槽管理者から7条検査の受検手続の依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。
- (4) 浄化槽管理者から浄化槽使用開始報告書の提出手続の依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。
- (5) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の使用開始、浄化槽技術管理者の変更、浄化槽管理者の変更又は浄化槽の使用廃止があったときは、法第10条の2第1項から第3項又は法第11条の2による届出が必要である旨を説明すること。
- (6) 設置した浄化槽に係る工事上の問題が発見されたときは、速やかに改善等を図ること。
- (7) 県又は浄化槽関係団体が主催する研修、講習を受講することにより、浄化槽に関する法令及び施工の技術等について、専門的な知識の向上に努めること。
- (8) 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

2 浄化槽保守点検業者の責務

- (1) 規則第2条に規定する保守点検の技術上の基準に従って、清掃の記録及び法定検査の結果を踏まえ、保守点検業務を実施すること。

- (2) 保守点検業務を実施したときは、規則第2条に規定する保守点検の技術上の基準に則した内容の保守点検記録票を作成し、浄化槽管理者に対し交付すること。
- (3) 保守点検を契約したときは、浄化槽保守点検契約済証（例示様式第1号）を浄化槽管理者に対し交付すること。
- (4) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法並びに保守点検及び清掃の実施並びに法定検査の受検の必要性について説明すること。
- (5) 保守点検の結果、次に該当するときは、速やかに浄化槽管理者に報告するとともに、必要に応じて浄化槽製造業者、浄化槽工事業者又は浄化槽清掃業者に報告し、適切な措置を講じること。
 - ア 浄化槽に故障又は異常があると認められたとき
 - イ 機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき
 - ウ 清掃を行う必要があると認められたとき
- (6) 前回の清掃から1年（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6か月）が経過したとき、又は前回の清掃から1年（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、おおむね6か月）以内であっても清掃が必要と判断したときは、浄化槽管理者にその旨を報告すること。
- (7) 清掃の手續について、浄化槽管理者から依頼を受けたときは、速やかに浄化槽清掃業者に連絡すること。
- (8) 浄化槽清掃業者と常に連携を図り、清掃に支障をきたさないようにすること。
- (9) 11条検査を受検してない浄化槽管理者に対し、法定検査の必要性について説明し、法定検査の受検手續の代行に努めること。
- (10) 浄化槽管理者から11条検査の受検手續の依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。
- (11) 保守点検を適切に行うことができない浄化槽があるときは、要綱に規定する様式第1号により、センター所長に報告すること。

ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、市長に報告すること。
- (12) 要綱に規定する様式第2号による保守点検契約状況報告書を作成し、前年度の保守点検の契約状況を保守点検契約先の浄化槽を管轄するセンター所長に4月末までに報告すること。
- (13) 保守点検の委託を受けた浄化槽について、浄化槽の使用開始、浄化槽技術管理者の変更、浄化槽管理者の変更又は浄化槽の使用廃止があつたときは、浄化槽管理者（浄化槽管理者に変更のあつたときは、新たな浄化槽管理者）に対し、法第10条の2第1項から第3項又は法第11条の2による報告が必要である旨を説明すること。
- (14) 県又は浄化槽関係団体が開催する浄化槽保守点検業者講習会等に参加し、浄化槽に関する法令及び保守点検の技術等について、専門的な知識の向上に努めること。
- (15) 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、

みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

3 浄化槽清掃業者の責務

- (1) 規則第3条に規定する清掃の技術上の基準に従って、保守点検の記録及び法定検査の結果を踏まえ、清掃を実施すること。
- (2) 清掃を実施したときは、規則第3条に規定する清掃の技術上の基準に則した内容の清掃記録票を作成し、浄化槽管理者に交付すること。
- (3) 市町の一般廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理実施計画の円滑な推進が図られるよう市町長の指導に従い、清掃を行うこと。
- (4) 浄化槽保守点検業者と常に連携を図り、保守点検に支障をきたさないようにすること。
- (5) 清掃を行ったときは、浄化槽清掃実施済証（例示様式第2号）を浄化槽管理者に対し交付すること。
- (6) 清掃の結果、次に該当するときは、速やかに浄化槽管理者に報告するとともに、必要に応じて浄化槽製造業者、浄化槽工事業業者又は浄化槽保守点検業者に報告し、適切な措置を講じること。
 - ア 浄化槽に故障又は異常があると認められたとき
 - イ 機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき
- (7) 浄化槽管理者から清掃を委託されたときは、速やかにこれを処理すること。
- (8) 11条検査を受検していない浄化槽管理者に対し、法定検査の必要性について説明し、法定検査の受検手続の代行に努めること。
- (9) 浄化槽管理者から11条検査の受検手続の依頼を受けたときは、速やかにこれを処理すること。
- (10) 清掃を適正に行うことができない浄化槽があるときは、要綱に規定する様式第1号により、センター所長に報告すること。

ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、市長に報告すること。
- (11) 市町又は浄化槽関係団体が主催する研修、講習を受講することにより、浄化槽に関する法令や清掃の技術等について、専門的な知識の向上に努めること。
- (12) 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

4 浄化槽関係団体（一般社団法人静岡県浄化槽協会、静岡県環境整備事業協同組合及び日本環境保全協会静岡県連合会）の責務

- (1) 浄化槽の製造販売、工事、保守点検及び清掃について、団体員に対する指導監督に努めること。
- (2) 浄化槽管理者に対する専門的知識及び技術の向上を図るため、行政機関が主催する研修、講習等について、講師の派遣依頼等があったときは、これに

協力すること。

- (3) 浄化槽管理者から団体員の行った浄化槽の施工、保守点検及び清掃について、相談や苦情等があったときは、適切に対処すること。
- (4) 浄化槽管理者に対し、浄化槽の適正な使用方法並びに保守点検、清掃及び法定検査の受検等の維持管理の必要性について啓発に努めること。
- (5) 浄化槽に係る巡回指導を行うときは、県、市町及び指定検査機関と常に連携し、一般社団法人静岡県浄化槽協会の長が委嘱した衛生指導員を同行させること。
- (6) 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

第7 指定検査機関の責務

指定検査機関は、法定検査に係る普及啓発に努めるとともに、次の事項を遵守するものとする。

- 1 浄化槽管理者に対し、浄化槽法定検査判定ガイドラインに基づき、公平かつ客観的な検査を実施すること。
- 2 法定検査の申込みを受けたときは、浄化槽管理者に検査日時等を事前に連絡し、遅延なくこれを実施すること。
ただし、7条検査の実施時期は、浄化槽の使用開始後3か月を経過した日から5か月以内とし、また11条検査の実施時期は、前回の法定検査から1年以内に実施すること。
- 3 法定検査を行うときは、翌月の法定検査実施計画をセンター所長及び市町長に毎月末までに報告すること。
- 4 法定検査を行うときは、常に検査員である旨の腕章と身分証を携帯すること。
- 5 法定検査を行ったときは、法定検査実施報告書及び浄化槽法定検査済証（例示様式第3号）を浄化槽管理者に対し交付すること。
- 6 法定検査を行ったときは、速やかに検査結果報告書を浄化槽管理者に対し送付し、また毎月の結果一覧表をセンター所長及び市町長に報告すること。
なお、法定検査の結果が不適正のときは、当該浄化槽の検査結果報告書をセンター所長及び市町長に報告すること。
また、指摘事項のうち、速やかな改善が可能な内容については、浄化槽管理者の了解を得た上で、浄化槽関係業者にその旨を情報提供するよう努めること。
- 7 浄化槽管理者の法定検査の受検状況を把握し、県に対し法定検査未受検者の情報を提供するとともに、県による法定検査未受検者に対する指導等に協力し、法定検査の受検率向上に一助すること。
- 8 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

第8 市町の責務

市町長は、浄化槽の放流水による河川等の水質汚濁を防止するため、次の事項を遵守するものとする。

- 1 センター所長及び浄化槽関係団体の長と連携を密にし、浄化槽管理者に対し、浄化槽に関する正しい知識の普及啓発を図り、浄化槽の適正な維持管理の確保に努めること。
- 2 生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽の計画的な整備促進に努めること。
- 3 浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書が提出されたときは、設置場所及び放流先等について確認し、疑義が生じたときは、センター所長に報告し協議すること。
- 4 浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書又は浄化槽使用廃止届出書が提出されたときは、速やかにセンター所長へ送付すること。
ただし、浄化槽が沼津市又は富士市の区域にあるときは、センター所長への送付は不要とする。
- 5 浄化槽の設置状況を把握し、県による浄化槽台帳の整備に協力すること。
- 6 公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、みなし浄化槽又は汲取り便槽を設置している者に対し、合併処理浄化槽への転換を助言すること。

第9 県の責務

センター所長は、公共用水域の水質及び生活環境の保全並びに公衆衛生の確保を図るとともに、次の事項を遵守するものとする。

- 1 浄化槽関係業務基本方針に従い、県土木事務所長、市町長、浄化槽関係団体の長及び指定検査機関の長と連絡協調を図り、浄化槽巡回指導等による立入指導や浄化槽新規設置者講習会等による広報活動を行い、浄化槽の適正な維持管理の確保を図るとともに、合併処理浄化槽への転換を普及促進するように努めること。
ただし、浄化槽新規設置者講習会を市町が主体になって開催するときは、これに協力すること。
- 2 浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書、し尿浄化槽に関する通知書、浄化槽使用開始報告書、浄化槽技術管理者報告書、浄化槽管理者変更報告書及び浄化槽使用廃止届出書を保管及び管理し、年度ごと市町別に要綱に規定する様式第3号による浄化槽一覧表を浄化槽台帳として作成すること。
- 3 浄化槽の設置状況を把握し、市町との連携のうえ、浄化槽台帳を整備するよう努めること。
- 4 浄化槽の適正な維持管理の向上を図るため、維持管理上の不備が確認できたときは、必要に応じて市町、浄化槽関係業者、浄化槽関係団体又は指定検査機関に対し、浄化槽台帳に係る情報を提供すること。
- 5 指定検査機関から法定検査が不適正である旨の情報提供を受けたときは、速やかに当該浄化槽管理者又は浄化槽保守点検業者に改善状況等を助言・指導すること。
- 6 指定検査機関から法定検査未受検者の報告があったときは、速やかに受検する

よう指導を行うこと。

- 7 県民、市町、浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者から保守点検又は清掃を適切に行うことができない浄化槽がある旨の報告を受けたときは、速やかに実態を調査し、必要な措置を講じること。

第10 適用除外

この要綱は、浄化槽が静岡市、浜松市の区域にあるときは適用しない。

附則

この要綱は、昭和52年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和56年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、名称を静岡県浄化槽取扱要綱から静岡県浄化槽取扱指導要綱に改訂する。